

宅地建物取引業免許申請（新規・免許換え） チェックリスト

●提出方法

新規

業者の主たる事務所	和歌山市、海南市、海草郡の区域	左記以外
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部
提出部数	正本1通、副本1通	正本1通、副本2通
備考	供託又は保証協会加入後、県庁建築住宅課で免許証及び申請書副本を交付します。 営業保証金供託の場合、営業保証金供託済届出書を持参してください。	

免許換え（大臣免許・他の都道府県知事免許から和歌山県知事免許に転入）

業者の主たる事務所	和歌山市、海南市、海草郡の区域	左記以外
提出窓口	他の都道府県で免許を受けている場合：現在免許を受けている都道府県の担当課 大臣免許の場合：国土交通省近畿地方整備局	
提出部数	正本1通、副本1通	正本1通、副本2通
備考	申請手数料(33,000円)分の和歌山県収入証紙を申請書正本へ貼付。 現在免許を受けている都道府県で副本が必要な場合は、提出部数に必要な部数を加算。 変更事項がある場合はあらかじめ現在の免許権者に変更届を提出してください。	

免許換え（和歌山県知事から他の都道府県知事免許に転出）

業者の主たる事務所	和歌山市、海南市、海草郡の区域	左記以外
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部
提出部数	正本1通、副本2通	正本1通、副本2通
備考	詳しくは移転先の都道府県にお問合せください。収入証紙等は他都道府県のものが必要。 変更事項がある場合はあらかじめ和歌山県に変更届を提出してください。	

免許換え（和歌山県知事から大臣免許に転出）

業者の主たる事務所	和歌山市、海南市、海草郡の区域	左記以外
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部
提出部数	正本1通、副本2通	正本1通、副本2通
備考	登録免許税(90,000円)を納付し、その領収書原本を申請書正本に貼付。 変更事項がある場合はあらかじめ和歌山県に変更届を提出してください。	

●チェックリスト

必要書類等	提出	確認事項等															
事務所の案内図	○	・主な道路及び主な目標物等を書き入れ、分かりやすく記載すること。地図の添付でも可。															
事務所の平面図	○	・入口から事務所までの経路を明記すること。 ・個人の生活居室や他の事務所等を通らずに行けるかどうか確認できるよう記載すること。 ・生活居室等や他の事務所等と壁やパーテーション等で区切られているか。															
事務所の写真	○	・カラー写真であること。副本はモノクロで可。 ・①全景、②事務所入口付近（部屋番号の表示等があれば写し込む）、③事務所の内部全体の様子がわかるもの（撮影方向を変えて2枚以上）の計4枚以上添付すること。 ・新規の場合は、商号又は名称、住所、電話番号以外の「宅地建物取引業を営む旨の表示」をしていないこと。															
様式第1号 免許申請書	法	<table border="1"> <tr> <td>第一面</td> <td>○</td> <td>・「主たる事務所の所在地」は、ビル名、室番号等も記入すること。 ・「商号又は名称」、「資本金」は、法人の場合は商業登記簿のとおりに記載すること。</td> </tr> <tr> <td>第二面 法人の場合のみ記入</td> <td>法</td> <td>・第一面の項番12に記載した代表者以外の役員について記入すること。 ・代表取締役＝コード01 取締役＝コード02 監査役＝コード03 ・役員で取引士登録している方は、登録番号を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>第三面 事務所ごと に記入</td> <td>○</td> <td>・項番30の「事務所の名称」は、商号や名称を記載せず、「本店」「○○店」等と記入。 ・項番31の「従事する者の数」は、添付書類(8)の人数と一致すること。 ・項番32の「政令使用人」は、代表者が事務所に常勤できない場合には記入要。 ・項番41の「専任取引士」は、当該事務所に常勤し専ら取引業務に従事する者であり、当該法人の監査役とは兼務できないこと。</td> </tr> <tr> <td>第四面</td> <td>○</td> <td>・第三面で専任取引士がすべて記載できている場合は、添付不要。</td> </tr> <tr> <td>第五面</td> <td>○</td> <td>・和歌山県証紙で33,000円 * 消印しないこと。</td> </tr> </table>	第一面	○	・「主たる事務所の所在地」は、ビル名、室番号等も記入すること。 ・「商号又は名称」、「資本金」は、法人の場合は商業登記簿のとおりに記載すること。	第二面 法人の場合のみ記入	法	・第一面の項番12に記載した代表者以外の役員について記入すること。 ・代表取締役＝コード01 取締役＝コード02 監査役＝コード03 ・役員で取引士登録している方は、登録番号を記載すること。	第三面 事務所ごと に記入	○	・項番30の「事務所の名称」は、商号や名称を記載せず、「本店」「○○店」等と記入。 ・項番31の「従事する者の数」は、添付書類(8)の人数と一致すること。 ・項番32の「政令使用人」は、代表者が事務所に常勤できない場合には記入要。 ・項番41の「専任取引士」は、当該事務所に常勤し専ら取引業務に従事する者であり、当該法人の監査役とは兼務できないこと。	第四面	○	・第三面で専任取引士がすべて記載できている場合は、添付不要。	第五面	○	・和歌山県証紙で33,000円 * 消印しないこと。
第一面	○	・「主たる事務所の所在地」は、ビル名、室番号等も記入すること。 ・「商号又は名称」、「資本金」は、法人の場合は商業登記簿のとおりに記載すること。															
第二面 法人の場合のみ記入	法	・第一面の項番12に記載した代表者以外の役員について記入すること。 ・代表取締役＝コード01 取締役＝コード02 監査役＝コード03 ・役員で取引士登録している方は、登録番号を記載すること。															
第三面 事務所ごと に記入	○	・項番30の「事務所の名称」は、商号や名称を記載せず、「本店」「○○店」等と記入。 ・項番31の「従事する者の数」は、添付書類(8)の人数と一致すること。 ・項番32の「政令使用人」は、代表者が事務所に常勤できない場合には記入要。 ・項番41の「専任取引士」は、当該事務所に常勤し専ら取引業務に従事する者であり、当該法人の監査役とは兼務できないこと。															
第四面	○	・第三面で専任取引士がすべて記載できている場合は、添付不要。															
第五面	○	・和歌山県証紙で33,000円 * 消印しないこと。															

様式第2号	添付(1)宅地建物取引業経歴書	第一面	○	・「最初の免許」欄に、「新規」と記入。「組織変更」及び「事業の実績」欄は記入不要。
		第二面	○	・記入不要。用紙は必ず添付すること。
	添付(2)誓約書		○	
	添付(3)専任の取引士設置証明書		○	・「宅地建物取引業に従事する者の数」は、添付書類(8)の人数と一致すること。 ・ 免許後、免許証を受け取るまでに、専任の取引士は、「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を登録を受けた都道府県に提出し、登録上の勤務先を免許を受けた業者に変更すること。
	添付(4)相談役及び顧問	第一面	法	・相談役＝コード11 顧問＝コード12 ・該当者がいない場合でも、用紙は必ず添付すること。
		第二面	法	・株式会社の場合は、「保有株式数／発行済株式総数×100＝割合(%)」 ・その他の法人の場合は、「出資金額／出資総額×100＝割合(%)」 ・出資割合は、小数点以下第2位で四捨五入すること。
	添付(5)事務所を使用する権原に関する書面		○	・建物登記簿謄本・賃貸借契約書等の添付は原則として添付不要。ただし、事務所として使用する権原を確認するため、別途その事実を証する書面の写しの提出を求める場合がある。 ・この書面には、建物登記簿謄本・事務所の賃貸借契約書等の内容を記入すること。 ・「所在地」の欄は、申請書の第一面で記載した所在地を記入すること。 ・「所有者」の欄は、事務所の所有者を記入する。所有者が法人の場合は、会社名及び代表取締役の氏名を必ず記入する。 ・「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ記入する。
	添付(6)略歴書		○	・①代表者、②役員、③政令使用人、④専任取引士、⑤相談役及び顧問について記載。 ・最終学歴後現在に至るまでの、①勤務先名、②勤務内容、③役職名を記入すること。 ・無職の期間は記載を省略せず、「無職」と明記すること。 ・今回の申請に係る職名等を必ず記載すること。 ・他法人の役員又は従業者を兼務する場合は、その全てを記入するとともに、常勤・非常勤の別を記入する。
	添付(7)資産に関する調書		個	・他の事業の用に供するもの及び私生活に供するものも含めて記載すること。 ・日付は、申請日前3か月以内の時点とすること。
	添付(8)宅地建物取引業に従事する者の名簿		○	・事務所ごとに記入すること。 ・「従業者証明書番号」欄は、第1～4けたは免許申請した年月（西暦の下2けたと月の2けた）の4けたを、第5けた以下には、従業者ごとに重複がないよう記載する。（例）2023年4月免許申請の三人目の場合は「230403」 ・「取引士であるか否かの別」欄は、専任取引士は○印及び [] に登録番号を、専任以外の取引士は [] に登録番号を記入すること。
	身分証明書（原本） ※ 本籍地の市区町村が発行するもの。運転免許証やパスポート等ではない。		○	・①代表者、②役員、③政令使用人、④専任取引士、⑤相談役及び顧問について添付。 ・代表者が未成年の場合は本人の「身分証明書」のほか、法定代理人の同意書、続柄の分かる住民票等を添付。また、法定代理人も「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「略歴書」の添付が必要。 ・日本在住の外国人の場合は住民票の抄本（国籍が記載されているもの） ・外国在住の外国人の場合はパスポートの写し等
	登記されていないことの証明 ※ 法務局（本局）で交付又は医師の診断書（原本）		○	・①代表者、②役員、③政令使用人、④専任取引士、⑤相談役及び顧問について添付。 ・成年被後見人、被保佐人の登記されていないことの証明。 ・医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものが必要。 ・外国籍の方も必要。
	代表者の住民票（原本）		個	・住所地の市区町村が発行するマイナンバー、本籍地及び続柄が記載されていないもの ・住基ネット利用の場合は、添付不要。この場合、申請書右上に「住基ネット利用」と明記する。
	法人の履歴事項全部証明書（原本）		法	・本店（主たる事務所）所在地の法務局（登記所）で発行されるもの。現在事項全部証明書は不可。 ・登記事項は、現在の内容と全て一致していることが必要。 ・実際に事務所のある場所と登記上の本店所在地が一致していることが必要。 ・農業協同組合等、役員を必要としない法人の場合は、履歴事項全部証明書のほか役員を選出についての会議の議事録の写し等も添付。
	貸借対照表及び損益計算書		法	・申請直前1か年分（納税証明書の決算期と一致しない場合は、納税証明書と同期のもの）の商号・決算期間が確認できる決算書の「表紙」、「貸借対照表」及び「損益計算書」を添付。 ・新設法人の場合は会社設立の年月日を記入した「開始貸借対照表」を下記参考書式を参照して作成し、添付する。
	納税証明書（原本）		○	・法人は税務署が発行する直前1か年分の法人税の納税証明書（その1、納税額等証明用）を添付。新規免許申請で新設法人の場合は添付不要。 ・個人は税務署が発行する直前1か年分の所得税の納税証明書（その1、納税額等証明用）を添付。

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のものであること。

注2 「提出」欄の「○」は法人及び個人の両方、「法」は法人のみ、「個」は個人のみで提出が必要であることを意味します。

●参考書式

開始貸借対照表			
年 月 日現在			
資産		負債・資本	
科目	金額	科目	金額
現金	10,000,000 円	資本金	10,000,000 円
合計	10,000,000 円	合計	10,000,000 円

●提出窓口一覧

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 総務調整課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624